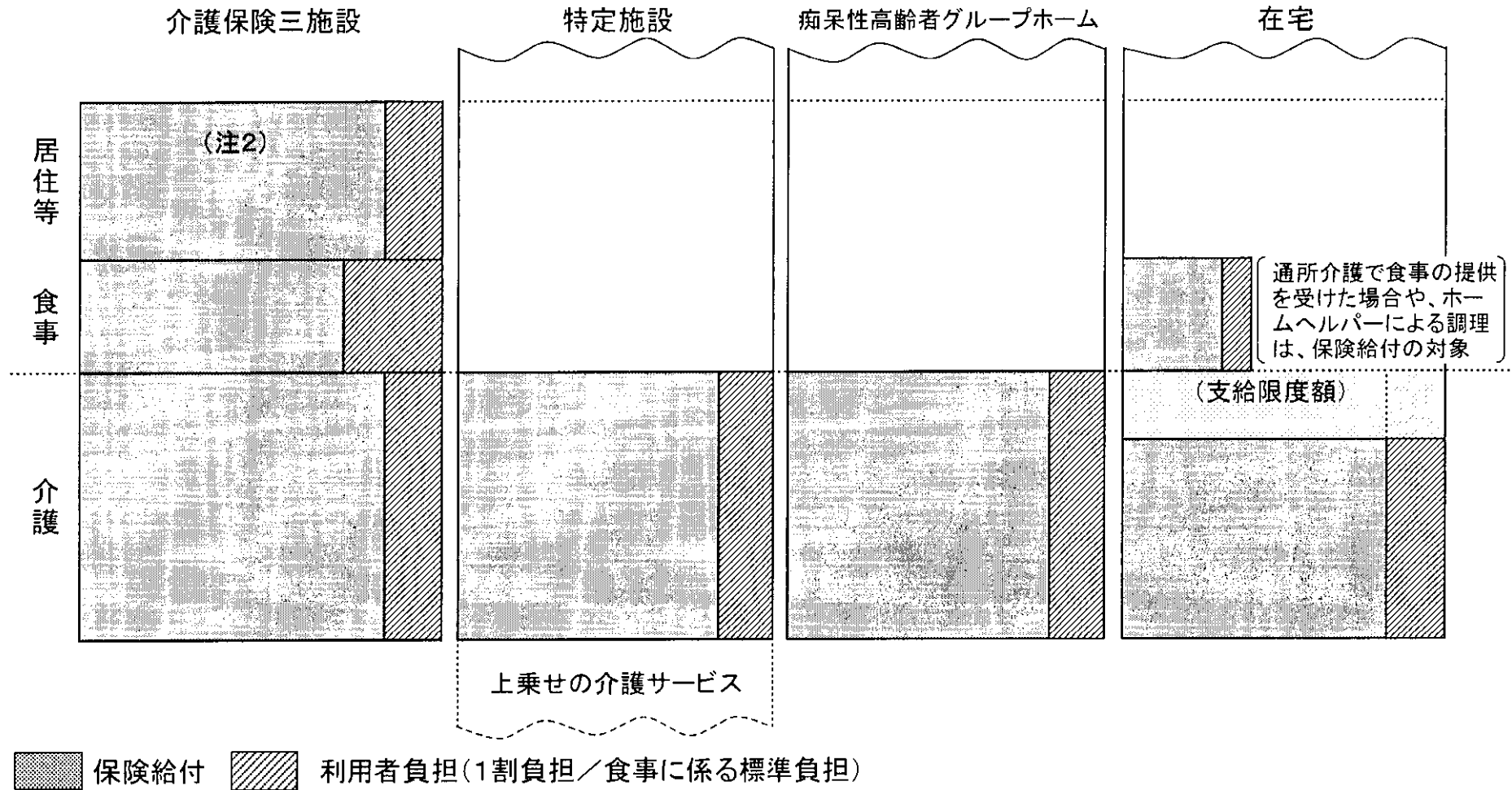


施設等の給付範囲(費用負担)の比較

- 介護保険三施設では、介護、食事、居住等に要する費用が保険給付の対象。
- 特定施設(注1)、痴呆性高齢者グループホーム、在宅では、介護が保険給付の対象。



(注1) 特別養護老人ホームと同程度の介護職員等を配置した有料老人ホームやケアハウスが、要介護の入居者に対して介護サービスを提供した場合には、介護保険の対象としている(特定施設入所者生活介護)。

(注2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおいては、個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額(ホテルコスト)を利用者が負担。

○ 介護保険における1か月当たりの介護サービス費用額と負担額（要介護4の場合の月額）

（単位：万円）

		特別養護 老人ホーム （従来型）	特別養護 老人ホーム （小規模生活単位型）	老人保健施設	介護療養型 医療施設	特定施設	痴呆性高齢者 グループホーム	在 宅
総費用額	介護・ 居住等	27.0	28.2	29.6	38.6	22.8	25.7	15.7（平均）（注2） 30.6（限度額）
	食事	6.4	6.4	6.4	6.4	—	—	—
うち利用者負担額	介護・ 居住等	2.7	2.8 （注1）	3.0	3.9	2.3	2.6	1.6（平均）（注2） 3.1（限度額）
	食事	0.9～2.4	0.9～2.4	0.9～2.4	0.9～2.4	事業者と利用者 との契約による		—
その他（注3）	0.2			0.9	1.1			—

（注1）小規模生活単位型特別養護老人ホームにおいては、このほかに、個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額（ホテルコスト）を負担。

（注2）在宅における介護給付の平均額は、介護給付費実態調査（平成15年9月審査分）による。

（注3）介護保険三施設におけるその他の利用者負担は、介護サービス施設・事業所調査（平成13年10月1日現在）を用いて老健局において算出。

（注4）介護保険三施設においては、このほか、入所者（入院患者）が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用を負担。

平均的な費用は、以下のとおり。

○ 老人保健施設

- ・ 個室 6.8万円
- ・ 2人室 3.3万円

○ 介護療養型医療施設（注5）

- ・ 個室 12.1万円
- ・ 2人室 8.5万円

（注5）介護療養型医療施設の場合、平成12年3月末時点で、定員が3人又は4人の病室につき、特別な居室の利用に係る室料の支払いを受けていた病院・診療所では、その病室については特別な居室の利用に係る室料の支払いを受けることができる。

○ 高額介護サービス費等

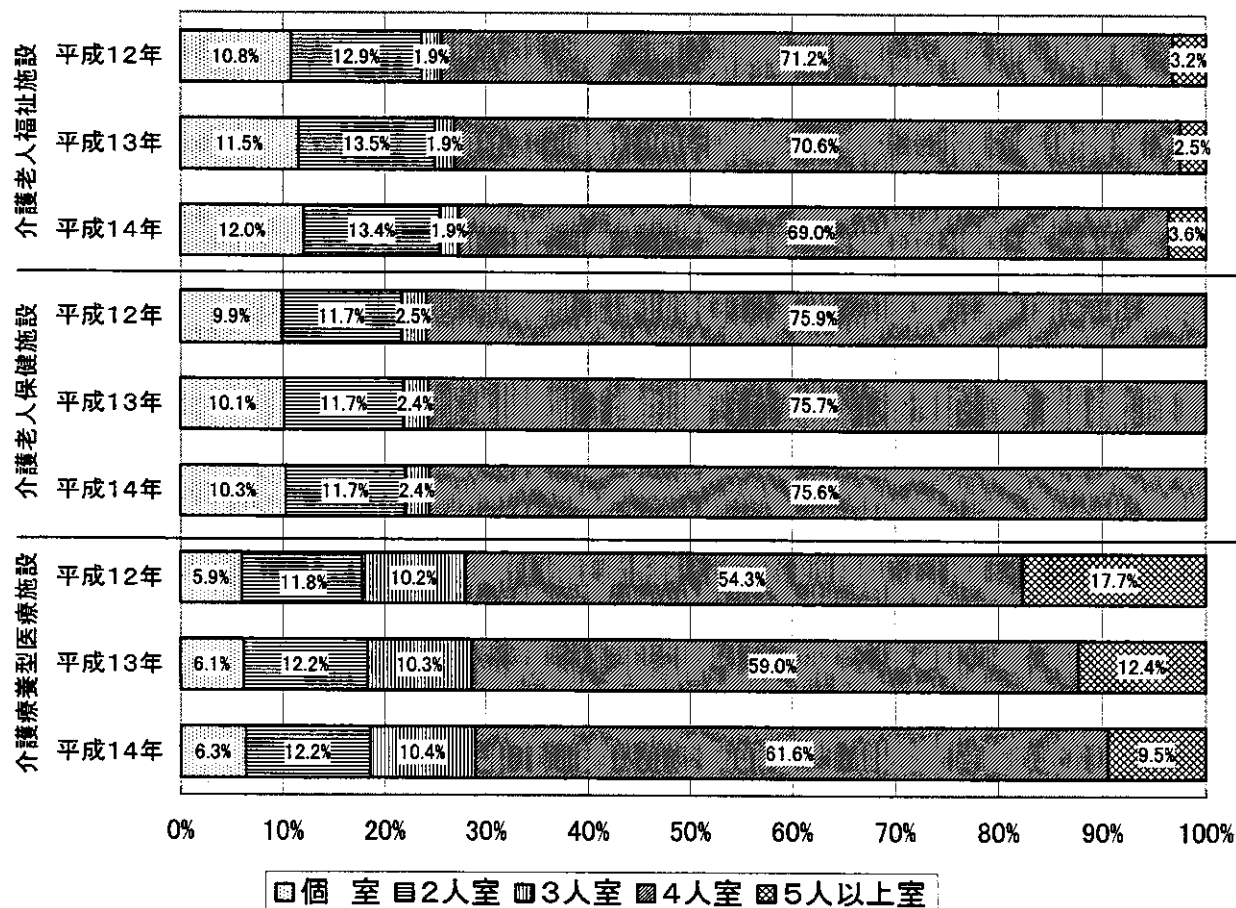
(単位：円)

	高額介護サービス費に係る 利用者負担の上限額（月額）	食事に係る負担（日額）
一般	37,200	780
市町村民税世帯非課税者	24,600	500
生活保護の被保護者 老齢福祉年金受給者	15,000	300

施設居住環境の現状

- 特別養護老人ホームの個室は、昭和 60 年代から増加。
- 平成 14 年 10 月現在においても、介護保険施設の入所者の約 6 割～7 割が 4 人室を利用。

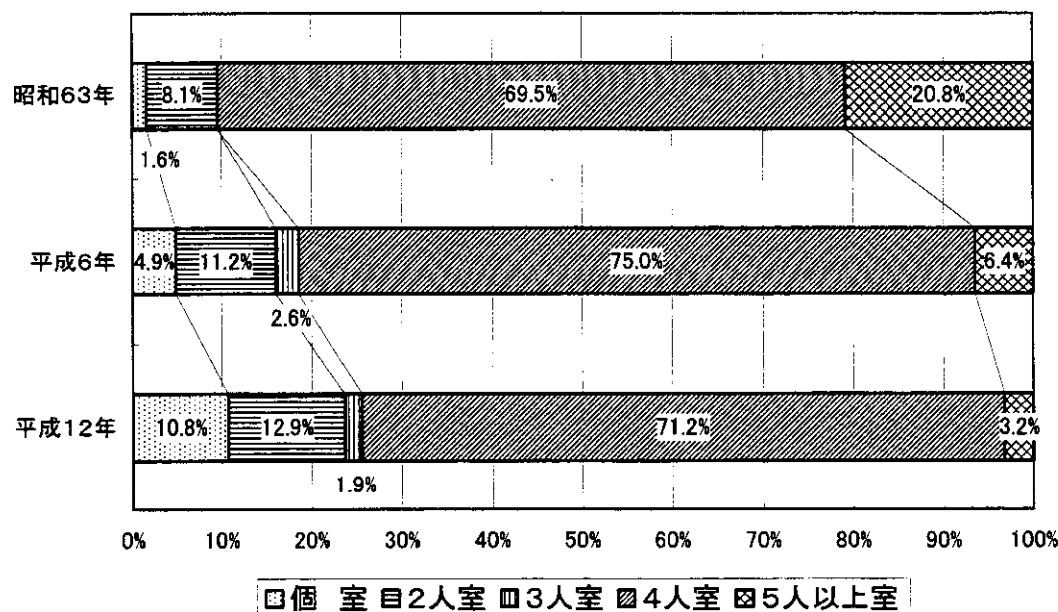
1 施設の種別別にみた室定員別定員数割合



(注1) 各年10月1日現在。(介護サービス施設・事業所調査)

(注2) 各施設における各室の定員数は、それぞれの室の定員数に室数を乗じた数。また、「5人以上室」の定員数は、全体の定員数からその他の室の定員数の合計を減じた数。

2 特別養護老人ホームの室定員別定員数割合



- (注1) 各年10月1日現在。(平成12年は介護サービス施設・事業所調査、他は各年の社会福祉施設等調査)
- (注2) 各施設における各室の定員数は、それぞれの室の定員数に室数を乗じた数。
- (注3) 昭和63年調査においては、調査項目が「3から4人室」となっていたため、「4人室」の定員数の算出にあたっては「3から4人室」の室数に4を乗じて推計した。また、「5人以上室」の定員数は、全体の定員数からその他の室の定員数の合計を減じた数。

有料老人ホームの個室化の状況

○ 有料老人ホームの個室化については、一般居室で約85%、介護居室で約78%となっており、逆に5人以上室はほとんどない状況である。

(単位：室)

	室 数		
	一般居室	介護居室	計
総数	26,104 (100.0%)	8,969 (100.0%)	35,073 (100.0%)
個室	22,147 (84.8%)	6,969 (77.7%)	29,116 (83.0%)
2人～3人室	3,848 (14.7%)	1,382 (15.4%)	5,230 (14.9%)
4人室	105 (0.4%)	610 (6.8%)	715 (2.0%)
5人以上室	4 (0.0%)	8 (0.1%)	12 (0.0%)

※ 平成14年7月1日現在、厚生労働省老健局振興課調べ

※ 個室には夫婦部屋を含む

※ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)では、特定施設入所者生活介護の設備基準として、介護居室について以下のような定めがある

① 個室又は4人部屋以下

② プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ

③ 地階に設けない

④ 一つ以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設置

※ 「有料老人ホーム設置運営標準指導指針について」(平成14年7月18日老発第0718003号)では、一般居室、介護居室について以下のような定めがある

① 一般居室は個室とすること

② 介護居室は次によること

- ・ 個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上とすること
- ・ 各個室は、建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されたものとする